

長野県危機管理基本方針

平成25年3月策定

平成28年4月1日改正

長野県

長野県危機管理基本方針目次

第1 総 則

1 趣 旨	1
2 対象機関	
(1) 対象となる機関	
(2) 対象となる現地機関	
3 危機の定義	
(1) 災害	
(2) 武力攻撃事態	
(3) その他の危機	
4 危機管理の基本的な考え方	2
(1) 危機管理の目標	
(2) 危機管理対応の基本	
(3) 危機管理推進に向けた取組	
5 危機の所管部局等	3
(1) 管理の対象とする主な危機及び所管部局等	
(2) 所管部局等が不明な場合の対応	

第2 危機管理体制

1 危機管理体制の整備	
(1) 知事等の役割	
(2) 危機管理部の役割	
(3) 各部局及び現地機関の役割	
2 危機管理推進体制	4
(1) 危機管理部危機管理防災課兼務・併任者及び危機管理担当者	
(2) 危機管理に関する対策本部等の設置	
(3) 対策本部地方部等の設置	
(4) 24時間、365日監視体制の整備	
3 危機事象への対応	5
(1) 危機情報の早期伝達	
(2) 県民への情報提供	

第3 危機管理機能の強化

1 危機に関する対策要綱、対応マニュアル等の整備	6
(1) 危機に関する対策要綱等の作成	
(2) 対応マニュアルの作成	
(3) 危機管理部による支援	
2 研修及び訓練の実施	

(1) 危機管理研修の実施	
(2) 危機管理訓練の実施	
3 危機対応事例に関する記録・検証及び共有	7
(1) 記録及び検証	
(2) 危機対応事例の共有	
4 危機管理に関する協力体制の構築と支援の実施	
(1) 関係機関との協力体制の構築	
(2) 県外の危機対応への支援	

第4 その他

附 則

(別紙1 管理の対象とする主な危機及び所管部局等)	8
(別紙2 危機所管部局の決定フロー)	10
(別紙3 危機管理に関する対策本部等の体制)	11
(別紙4 危機発生時の連絡)	12

第1 総則

1 趣旨

この方針は、危機事象の発生に備え、長野県が行う危機管理の対応全般に係る基本的な事項について定めることとし、県は、法令等に定められた対応を含め、この方針に基づいて危機管理の対応を行う。

2 対象機関

(1) 対象となる機関

この方針の対象となる機関は、知事部局、企業局、議会事務局、教育委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局の本庁（以下「本庁」という。）及び該当する現地機関とする。

(2) 対象となる現地機関

現地機関とは、長野県組織規則（昭和44年規則第16号）の現地機関、長野県企業局の組織に関する規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第27号）の現地機関、長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年教育委員会規則第4号）の現地機関及び教育機関、高等学校設置条例（昭和39年条例第64号）の高等学校、特別支援学校設置条例（平成19年条例第24号）の特別支援学校、長野県立中学校条例（平成23年条例第17号）の中学校等をいう。

3 危機の定義

県が危機管理の対象とする「危機」とは、多数の県民の生命、身体若しくは財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態で、次に掲げるものとする。

(1) 災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害

- ① 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発（災害対策基本法第2条第1号）
- ② 放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故（災害対策基本法施行令第1条）

(2) 武力攻撃事態

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第2条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条に規定する緊急対処事態

- ① 武力攻撃：我が国に対する外部からの武力攻撃
- ② 武力攻撃事態：武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
- ③ 武力攻撃予測事態：武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
- ④ 緊急処理事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態

新型インフルエンザ等が発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態

(4) その他の危機

- (1)、(2)若しくは(3)以外の事件、事故又はこれに類する事態

4 危機管理の基本的な考え方

(1) 危機管理の目標

様々な危機の発生を防止するとともに、発生した危機に迅速かつ的確に対処し、被害及び損失の拡大を防止することにより、安全で安心な県民生活の実現を目指すものとする。

(2) 危機管理対応の基本

被害が未発生又は小規模であっても重大な被害に発展しかねない事象や、県外で重大な被害が発生し県内でも類例が生じかねない事象など、危機に繋がりがねない事象にも県民の安全と安心を確保するために、次の各号に掲げる事項に留意して対応する。

ア 幅広い情報網と高い危機意識による、危機の鋭敏な察知と第一報の迅速処理

イ 関係職員の参集等、速やかな態勢の確立

ウ 迅速な情報収集・分析と共有

エ 機を逃さず、的確な応急対策の実施

オ 県民の安全と安心を図るための、わかりやすい情報提供

カ 議会、部局、現地機関や関係機関（市町村、消防本部、警察、自衛隊やライフライン事業者など防災関係機関等をいう。）との連携による総合的対処

- (3) 危機管理推進に向けた取組
危機管理を的確に推進するため、
 - ア 危機管理体制の整備及び必要に応じた見直し
 - イ 平常時における訓練及び他地域における危機への支援等による危機管理機能の強化
 - ウ 危機に対する対応記録の作成、検証及び共有に取り組む。

5 危機の所管部局等

- (1) 管理の対象とする主な危機及び所管部局等
県が管理の対象とする主な危機並びに当該危機を所管する本庁部局及び現地機関は、別紙1のとおりとする。
なお、別紙1に掲げたもの以外でも、県民の生命、身体若しくは財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事象に該当する場合は、危機管理の対象とする。
- (2) 所管部局等が不明な場合の対応
所管部局等が不明な事象又は複数にまたがる事象については、発生時には危機管理部が中心となって対応することとし、必要に応じて危機管理監が所管部局等を決定（知事部局以外の機関にあっては調整）し、県として一体的に適時適切に対応する。
なお、危機の所管部局等については、原則として別紙2のフロー図に沿って決定する。

第2 危機管理体制

1 危機管理体制の整備

- (1) 知事等の役割
 - ア 知事
県の危機管理の最高責任者として、危機管理を統括する。
 - イ 副知事
危機管理について、知事を補佐する。
 - ウ 危機管理監
 - (ア) 上司の命を受け、危機管理に関する事務を統括掌理するとともに、県民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に際し、部長その他の職員を指揮監督する（長野県組織規則第238条）ものとし、次の事項を掌る。
 - a 重大な危機対応の指揮
 - b 所管が不明な危機に関する所管部局の決定、複数部局が関わる危機に関する所管部局の決定及び初動対応の指揮

(1) 危機管理施策の推進に関する庁内外調整

- a 危機に関する情報の一元的把握
- b 部局主体で行う危機の対応の掌握、部局対応から全庁体制移行への対応
- c その他県の危機管理能力向上に関する施策の推進

エ 部局長

危機管理監と連携し、部局における危機管理を総括する。

対策本部設置時は、所管事項に係る対策を実施又は本部体制に応じて関係部局が行う対応の全体調整を実施する。

オ 職員

各職員は平常時から起こりうる危機を想定し、その未然防止対策や応急対策の検討を行うなど、危機管理の視点をもって業務の遂行に努めるものとする。また、危機の情報を入手したときは速やかに関係部門への報告を行い、情報共有や適切な行動に努める。

(2) 危機管理部の役割

危機管理部は、各部局と連携しつつ平常時から危機に関する情報を収集するほか、危機が発生した場合又は発生するおそれのある場合においては、危機管理に係る総合調整を行う。

(3) 各部局、現地機関の役割

ア 各部局

各部局にあつては、所管する危機に関し、必要に応じ危機管理部に報告を行うとともに、危機が発生した場合又は発生するおそれのある場合においては関係部局と連携し、適切な対応を行う。

イ 現地機関

現地機関は、関係所課と相互に連携し、所管する危機について発生防止や、発生時の被害拡大の防止のため、責任をもって対応する。

2 危機管理推進体制

(1) 危機管理部危機管理防災課兼務・併任者及び危機管理担当者

ア 危機管理部危機管理防災課兼務・併任者（平成20年12月16日訓令第12号）

全庁的な危機管理体制の整備及び危機事象発生時における関係部局との調整を行うため、各部局に兼務・併任者を設置する。

兼務・併任者は各部局の主管課課長補佐等をもって充て、必要に応じて会議を開催する。

イ 危機管理担当者

各部局及び全庁的な危機管理体制の整備及び危機発生時等における部局内及び関係部局との調整を行うため、各部局に危機管理担当者を設置する。

危機管理担当者は各部局の主管課職員をもって充て、必要に応じて会議を開催する。

(2) 危機管理に関する対策本部等の設置（本庁）

ア 法令等に基づく災害対策本部等（A体制）

知事は、法律に基づく場合又は必要があると認める場合、災害対策本部、国民保護対策本部、緊急事態対処対策本部、地震災害警戒本部又は新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

イ 要綱等に基づく危機対策（警戒）本部（B～D体制）

上記のほか、危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、当該事象に対し複数の部局により組織的に対応する必要がある場合、対策本部又は警戒本部を設置する。

対策本部又は警戒本部は危機事象の状況に応じた必要な体制によるものとする。

ウ 要綱等に基づく危機対策（警戒）連絡会議（E体制）

危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、当該事象に対し関係する部局の連絡を強化する必要がある場合に対策連絡会議又は警戒連絡会議を設置する。

エ 危機管理に関する対策本部等の設置及び体制は、別紙3のとおりとする。

(3) 災害対策本部地方部等の設置

ア 災害対策の円滑、適切な実施を図るため、法令等に基づく災害対策本部等に対応し、災害対策本部等に係る地方部を設置する。

イ 上記のほか、本庁における警戒・対策本部に対応し、要綱等に基づき必要に応じ圏域単位の警戒・対策本部又は連絡会議を設置する。

(4) 24時間、365日監視体制の整備

平常時から危機事象の発生を常時監視することにより、発生に即応し、迅速に初動対応を開始できるようにするため、本庁内に職員の宿日直による24時間、365日の危機監視体制を整備する。

3 危機事象への対応

(1) 危機情報の早期伝達

ア 危機事象発生時の報告

① 危機事象の発生を覚知した所管部局は、危機の現状、被害実態等の第一報を、不確かな段階であっても速やかに原則として危機管理部を通じて危機管理監に報告する。

所管部局長は、知事、副知事に報告する。その場合、必要に応じて危機管理監が同席する。

② 危機事象が複数の部局にまたがる場合には、危機管理監と関係部局長が知事、副知事に報告する。

③ 危機事象の所管部局が不明の場合には、危機管理監が知事、副知事へ報告する。

イ 連絡体制

危機事象発生時の情報連絡は、別紙4の連絡体制フローにより行う。

(2) 県民への情報提供

ア 積極的な情報提供

危機情報は、県民の安全を確保するとともに、県民の安心感を醸成し、必要な協力を得る観点から、県民に対し積極的に適時かつわかりやすく提供する。

イ 提供する内容

危機情報の提供は、危機の内容、被害の実態、応急対応の実施状況、被害拡大の可能性、被害回避のための留意事項等について行う。

ウ 提供の方法

危機情報の提供は、報道機関への発表、市町村や関係団体を通じた広報、県ホームページへの掲載など、県民に漏れなく迅速に伝わる方法を工夫して行う。

第3 危機管理機能の強化

1 危機に関する対策要綱、対応マニュアル等の整備

(1) 危機に関する対策要綱等の作成

危機の所管部局は、対策本部等の設置基準や体制、職員の配備計画等について規定する対策要綱等を作成し、部局関係職員、危機管理監及び関係部局に周知する。当該要綱等については、訓練等により検証し、必要に応じて見直しを行う。

(2) 対応マニュアルの作成

危機の所管部局は、職員の具体的な行動手順等について規定する対応マニュアルを作成する。なお、非常時における優先業務を明確にし、危機発生時の業務継続を確保するとともに、当該マニュアルについては、訓練等により検証し、必要に応じて見直しを行う。

(3) 危機管理部による支援

危機管理部は、部局が作成する対策要綱及び対応マニュアル等に関し必要な支援を行う。

2 研修及び訓練の実施

(1) 危機管理研修の実施

ア 危機管理監は、県組織や職員全般の危機管理意識の醸成と危機管理能力の向上を図るため、必要に応じ各部局及び関係機関と連携し、全職員に対する研修を実施する。

イ 危機の所管部局は、関係職員の危機管理意識の醸成と危機管理能力の向上を図るため、所管する危機事象についての研修を実施する。

(2) 訓練の実施

危機の所管部局は、対策要綱等に即した行動が取れるよう関係部局、関係機関と連携して、図上訓練等の訓練を実施し、その評価を踏まえ、必要に応じて対策要綱等の見直しを行う。

3 危機対応事例に関する記録、検証及び共有

(1) 記録及び検証

ア 危機の所管部局及び現地機関は、危機管理手法の継承や改善を図るため、対応した実例を記録するとともに効果点や問題点、課題の検証に努める。

イ 部局横断に係る対応については、危機管理部で各部局のとりまとめを行う。

(2) 危機管理事例の共有

危機の所管部局は、前号の危機対応事例の全庁的な共有を図り、危機管理能力の向上に努める。

4 危機管理に関する協力体制の構築と支援の実施

(1) 関係機関との協力体制の構築

ア 危機所管部局は、平常時から関係機関との情報交換に努めるとともに、危機事象発生時における協力体制の構築を図る。

イ 県災害対策本部が設置され、県議会に長野県議会災害対策連絡本部が設置された場合には、相互に連携を図り、災害発生後の初期段階における適切な対応を行う。

(2) 県外の危機対応への支援

県外で発生した危機事象に対しては、該当県等との協力関係のもと、積極的な支援を行うこととする。また、支援を通じ、危機事象の対応に関する幅広い情報網と協力関係の構築に努めるとともに、危機管理手法の継承やその能力の維持向上を図る。

第4 その他

- 1 この方針は、必要に応じて随時見直しを行う。
- 2 この方針の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この方針は、平成25年3月15日から施行する。

この方針は、平成25年5月14日から施行する。

この方針は、平成26年4月1日から施行する。

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

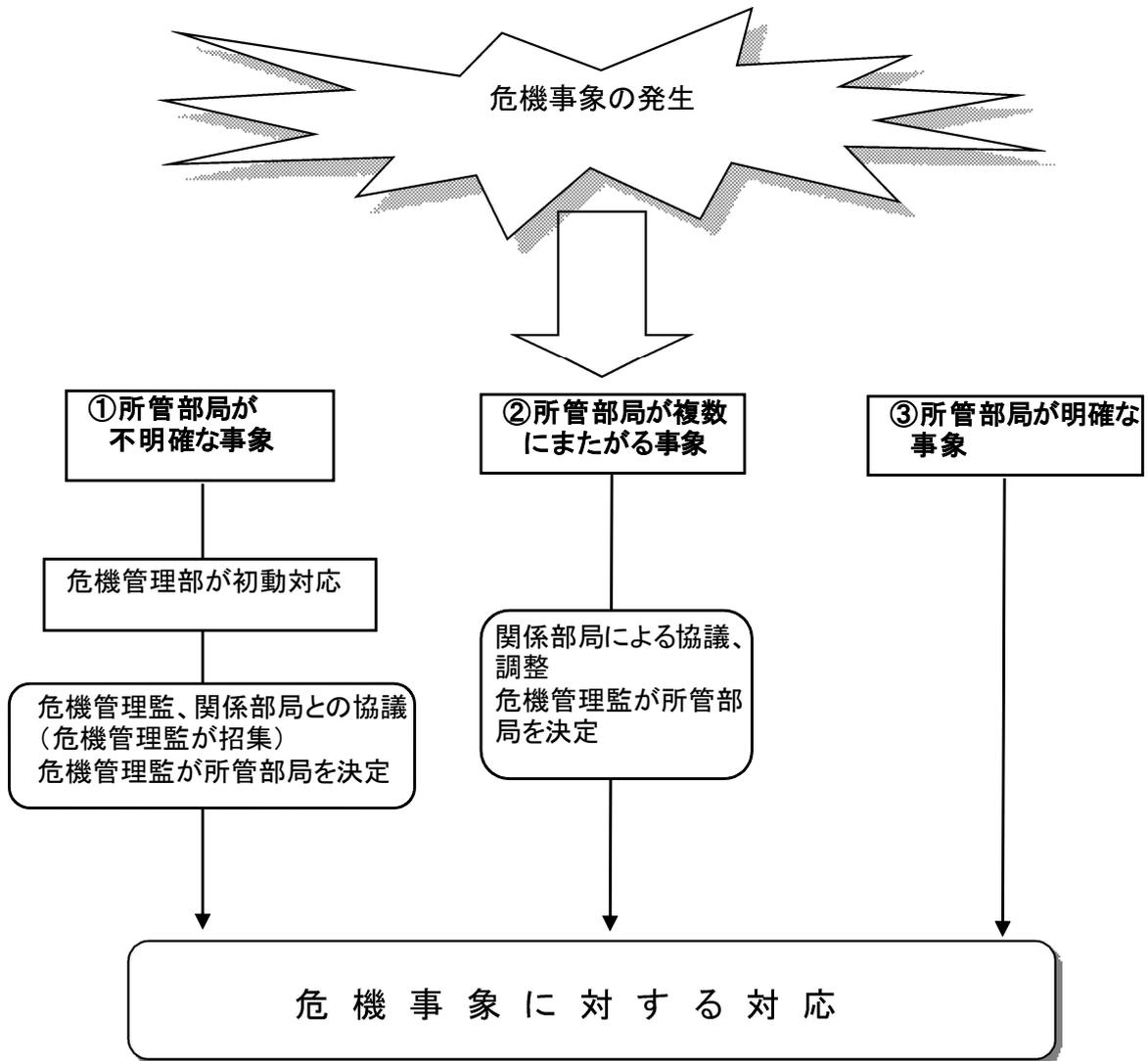
(別紙 1)

管理の対象とする主な危機及び所管部局等

区 分	項 目	主な所管部局	
		本 庁	現地機関
1 災害	1 風水害 2 火山災害 3 原子力災害 4 震災 5 雪害 6 航空災害（米軍機、自衛隊機等の事故含む） 7 鉄道災害 8 道路災害 9 危険物等災害 10 大規模な火事災害 11 林野火災	危機管理部 健康福祉部 農政部 林務部 建設部	地域振興局（総務管理課） 保健福祉事務所 建設事務所 砂防事務所
2 武力攻撃事態等	1 武力攻撃事態等 （着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃等） 2 緊急対処事態（大規模テロ等） 3 不発弾等の処理 注：「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」は、国による事態認定手続が必要であり、認定がされない事案は、他の区分の危機として取り扱う。	危機管理部	地域振興局（総務管理課）
3 新型インフルエンザ等緊急事態	新型インフルエンザ等緊急事態（新型インフルエンザ等が発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態）	危機管理部 健康福祉部	地域振興局（総務管理課） 保健福祉事務所
4 その他の危機	1 県民の生命・健康又は生活環境に被害を及ぼす環境汚染事故等 ・水質、大気、土壌汚染関係 ・残留農薬 ・高圧ガス、火薬類、危険物事故	環境部 農政部 健康福祉部 産業労働部	地域振興局（環境課、農政課、商工観光課） 保健福祉事務所
	2 感染症等による、県民の生命又は健康の安全を脅かす事態（健康危機） ・SARS、鳥インフルエンザ ・毒物・劇物関係、医薬品関係 ・食品・飲料水関係	危機管理部 健康福祉部 農政部 林務部 教育委員会	地域振興局（総務管理課、農政課、林務課） 保健福祉事務所 教育事務所

3 動物感染症の事件・事故 ・牛海綿状脳症(BSE)、口蹄疫、コイヘル [®] ウイルス、 狂犬病等	農政部 健康福祉部	地域振興局（農政課）、保健福祉事務所、家畜保健衛生所、水産試験場
4 野生動物の出没 5 管理動物の脱走	農政部 林務部 健康福祉部	地域振興局（農政課、林務課） 保健福祉事務所
6 製品等の瑕疵による事故	関係部局	関係現地機関
7 食品偽装	関係部局	関係現地機関
8 県が所管する情報システム及び情報通信ネットワークへの脅威並びに通信システムへの脅威又は障害に係る事故等	危機管理部 企画振興部 総務部	—
9 ライフラインの事故・事件 ・大規模停電、ガス供給停止、通信ネットワークの途絶 ・断水	危機管理部 環境部 企業局	地域振興局（総務管理課、環境課） 企業局水道管理事務所
10 ダムにおける事故・事件	県管理の場合は管理部局 その他は危機管理部	関係現地機関 地域振興局（総務管理課）
11 信州まつもと空港に関連する航空機のハイジャック	企画振興部	松本空港管理事務所
12 県管理施設における事故・事件	施設管理部局	関係現地機関
13 県主催等イベント時の事故・事件	イベント主催部局	関係現地機関
14 学校又は校外活動中における事故・事件	教育委員会	教育事務所
15 海外において多数の県民が巻き込まれた事件・事故	観光部	—
16 県内での交通事故等による多数の死傷者の発生	危機管理部 健康福祉部	地域振興局（総務管理課）
17 人工衛星等飛翔体の落下	危機管理部	地域振興局（総務管理課）
18 所管が不明なテロ事件	危機管理部	地域振興局（総務管理課）
19 その他、多数の県民の生命、身体若しくは財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事件、事故	危機管理部	地域振興局（総務管理課）

危機所管部局の決定フロー



- ① 所管部局が不明確な事象
危機管理部が情報収集等の初動対応を実施するとともに、速やかに危機管理監、想定される関係部局において協議を行い(知事部局以外の機関にあっては調整)、所管部局を決定し、対応を危機管理監から移管する。
- ② 所管部局が複数にまたがる事象
関係する部局が協議、調整を行い、危機管理監が主たる所管部局を決定する。
(関係部局が連携して対応する)
- ③ 所管部局が明確な事象
所管部局が中心に対応する。

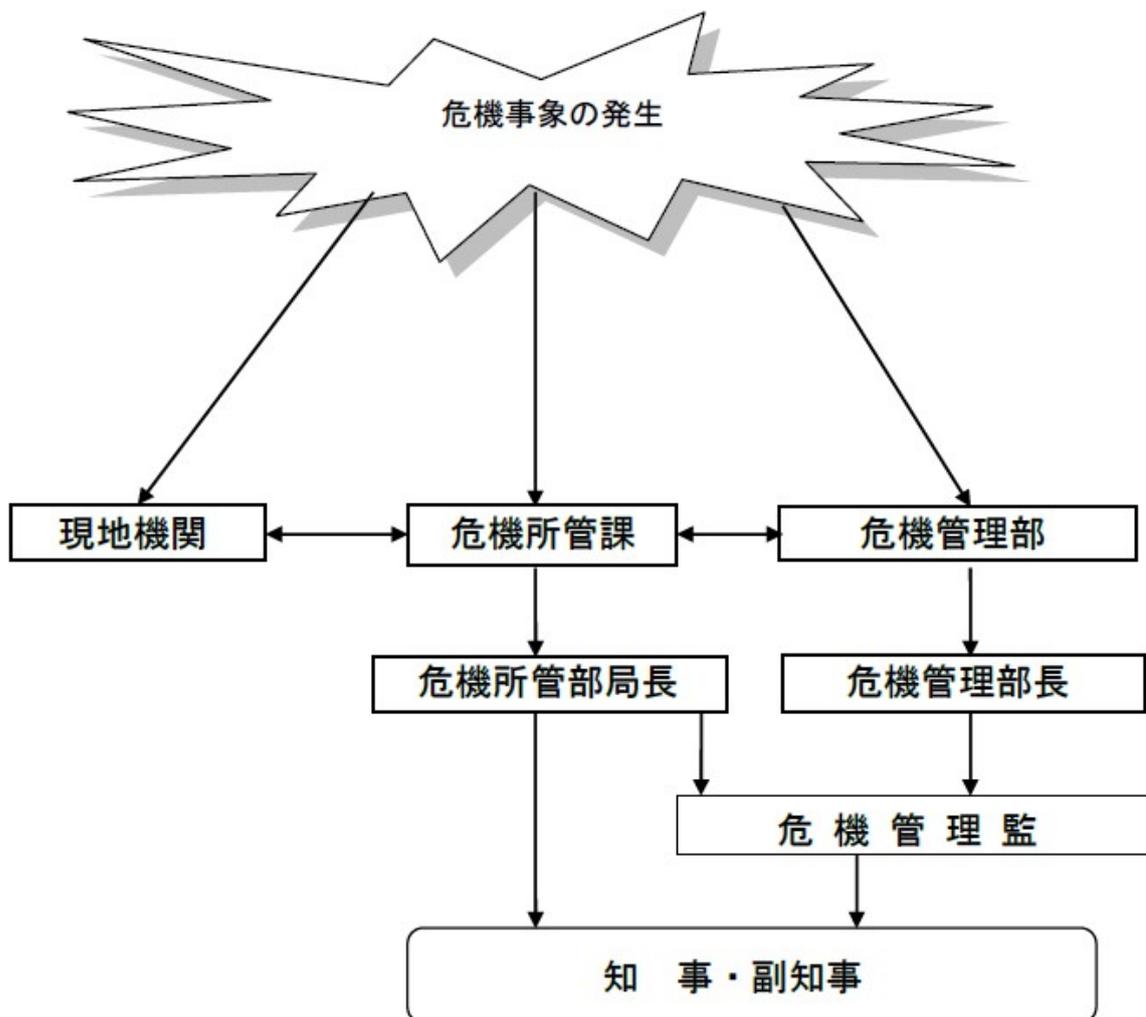
(別紙3)

危機管理に関する対策本部の体制

区 分		本部長	副本部長	本部員	現地機関
法令に基づく対策本部の設置 (A体制)	①災害対策本部(自然災害等)	知事	副知事	危機管理監 危機管理部長 全部局長 公営企業管理者 教育長 県警本部長 等	対策本部 地方部
	②原子力災害対策本部				
	③国民保護対策本部・緊急対処事態対策本部				
	④地震災害警戒本部				
	⑤新型インフルエンザ等対策本部				
その他の危機への対策本部等の設置 (B、C、E体制)	警戒・対策本部 (状況に応じ体制選択)	B体制 知事又は副知事	本部長の指名する者	危機管理監 危機管理部長 全部局長 公営企業管理者 教育長 県警本部長 等	警戒・対策本部 地方部
		C体制 副知事又は危機管理監	本部長の指名する者	状況に応じた関係部局長(県警本部含む)	
		D体制 危機管理部長又は当該災害の主たる担当部長	本部長の指名する者	関係部局長(県警本部含む)	
	警戒・対策連絡会議(本部) (E体制)	当該危機を主に所管する部局長又は所管課長または担当者をもって構成		警戒・対策連絡会議地方部	

(別紙4)

危機発生時の連絡



- ① 危機事象の発生を覚知した所管部局は、危機の現状、被害実態等の第一報を、不確かな段階であっても速やかに原則として危機管理部を通じて危機管理監に報告する。
所管部局長は、知事、副知事に報告する。その場合、必要に応じて危機管理監が同席する。
- ② 危機事象が複数の部局にまたがる場合には、危機管理監と関係部局長が知事、副知事に報告する。
- ③ 危機事象の所管部局が不明の場合には、危機管理監が知事、副知事へ報告する。